資料５－６

大麻取締法等の改正に伴う
北海道青少年健全育成条例のあり方について

保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」の改正等

改正後	改正前
■大麻草の栽培の規制に関する法律 大麻 ＝ 大麻草及びその製品　**※大麻の定義は残る** ■麻薬及び向精神薬取締法 麻薬 ＝ 別表第１に掲げる物及び**大麻**	■大麻取締法 大麻 ＝ 大麻草及びその製品 ■麻薬及び向精神薬取締法 麻薬 ＝ 別表第１に掲げる物

「大麻」を「麻薬」に位置づけ

○ 北海道青少年育成条例の関係条項

（場所の提供等の禁止）

第40条　何人も、次の各号のいずれかに該当する行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

（１）～（３）　略

（４）　**大麻、**麻薬又は覚醒剤を不法に使用する行為

（５）～（７）　略

→ 「大麻、麻薬」を「麻薬」に改正？

「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」の改正等

○ 他法令の状況

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）は、引き続き「麻薬」と「大麻」を併記。

【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律】
（許可の基準）
第四条　公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。
一～三　略
四　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

※大麻取締法等の改正後も、改正なし

○ 他県の動向

・東北６県及び道が個別に聞き取りを実施した府県においては、

改正しない　７府県　　検討中　２県　　改正する　３県（うち１県改正済）

「大麻取締法」及び「麻薬及び向精神薬取締法」の改正等

○ 条例改正の必要性等

・大麻草の栽培の規制に関する法律には、「大麻」の定義が残ること
・引き続き「麻薬」と「大麻」を併記する法律があること
・「大麻」の名称が一般にも浸透しており、条例改正によって「大麻は規制の対象外となった」といった誤解を生じさせてはならないこと

これらを踏まえ、
直ちに条例改正は行わないこととする。